

令和4年12月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年12月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年12月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年12月20日（火） 午前9時30分～午前11時25分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

6. 葛原 忠嗣

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
主 任 中山 弘美
主 任 山根 大雅

その他の出席者

農林水産課 川池 伸康
農林水産課 倉渕 美知代
農林水産課 西山 善行

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 県外視察研修について
3. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第68号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第71号 農用地利用集積計画の決定について
議案第72号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第73号 非農地証明願について

報 告

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第27号 許可後の取消願について
報告第28号 許可申請の取下願について
報告第29号 許可後の事業計画変更申請の取下願について

令和4年12月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さんおはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和4年12月の農業委員会定例総会を開催いたします。最初に、机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。

①本日の次第（裏面に定例農家相談の開催結果次回の日程）、②カラー刷りの普及センターだより、③ただいま配りました肥料価格高騰対策の支援補助金の申請書の封筒、④黒い農業委員会手帳（中に緑の身分証明書）です。事前送付の議案書等もご準備ください。それでは、恒例の活動記録簿をお出しください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら記入をお願いします。次に、携帯電話は電源を切るかマナーモードでお願いいたします。それでは、会長よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さんおはようございます。今年も残すところ、10日と少しくなりました。委員の皆さんには、1年間お元気で委員会活動をしていただきまして、感謝を申し上げたいと思います。今北陸で、統計を取り始めて最高という雪が積もっています。自動車でテレビを見ながら来ていましたら、地球温暖化の影響で大雪が降ったということです。線状降雪体というのが発生したということです。気候と農業は密接な関係がありまして、非常にやりにくい時代になっていると思います。NHKで世界フードショックという放映をしていました。穀倉地帯で長引く紛争に起因する世界の食糧不足、また、輸入規制を行っている国が26か国もあるというショッキングな話をしていました。また、東京大学大学院の鈴木宣弘教授が、「世界で最初に飢えるのは日本」という本を出しています。前書きの部分だけ紹介します。国際物流停止による世界の餓死者が日本に集中するという衝撃的な研究成果を朝日新聞が報じた。米国トラガス大学の研究者らが、局地的な核戦争が勃発した場合、直接的な被曝による死者は2700万人だが、核の冬による食料生産の減少と物流停止による2年後の餓死者は、食料自給率の低い日本に集中し、世界全体で2.5億人の餓死者のうち、約3割の7200万人が日本の餓死者と推定した。実際37%という自給率に、種と肥料の海外依存度を考慮したら、日本の自給率は今でも10%に届かないくらいなのである。だから、核被曝でなく、物流停止が日本を直撃し、餓死者が世界の3割にも及ぶという推定は大げさではない。重要なことは、核戦争を想定しなくても、世界的な不作や国同士のコロナ対立による輸出停止規制が広がれば、日本人が最も飢餓に陥りやすい可能性があるということである。一方、我が国の農村現場の疲弊はさらに深刻化している。乳牛の子牛の価格が5000円、大暴落し売れない子牛、それに加えて、飼料が2倍のコスト暴騰に苦しむ酪農家に追い打ちをかけている。米やその他の品目も同様の経営的に・・・が襲っている。お金を出せば輸入できるということを前提にした食料安全保障は通用しないのは明白である。このまま日本の農業が疲弊していき、本当に食料輸入が止まったら、国民は食べるものがなくなる。不測の事態に国民の命を守ることが国防だとすれば、国内の食料、農業を守ることこそが防衛の要、それこそ安全保障だ。近視眼的な減産要請をしている時ではない。国民も農家とともに生産に参画し、日本産を食べて未来につなげようということが書かれていました。我々

も農業を守っていくという立場で活動していますけれども、農業委員会の任務というのも重要になっていきます。それでは、議事を進めます。本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日議論の議事録署名委員は、4番石井委員と5番横井委員にお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の農政に関する議題として、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「県外視察研修について」、議題3その他です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君） 皆さんおはようございます。令和4年12月1日締切12月分丸亀農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更につきまして、ご報告いたします。お手元の「農業振興地域整備計画の変更について」をご準備ください。表紙の次が「変更等理由書」、続きまして「位置図」があります。続いて位置図です。1ページから順にご説明いたします。

番号12の1、金倉町・・・面積643.00㎡の内258.00㎡外1筆を・・・が非農家自己住宅の宅地拡張として整備します。

番号12の2、郡家町・・・面積777.00㎡を・・・が、賃貸共同住宅を建築します。

番号12の3、郡家町・・・面積1,255.00㎡の内377.00㎡を・・・が非農家自己住宅を建築します。

番号12の4、郡家町・・・面積1,322.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号12の5、垂水町・・・面積1,093.00㎡の内271.36㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の6、垂水町・・・面積1,093.00㎡の内155.47㎡外1筆を・・・が公衆用道路を整備します。

番号12の7、垂水町・・・面積986.00㎡の内45.00㎡を・・・が駐車場用地の拡張を行います。

番号12の8、垂水町・・・面積986.00㎡の内941.00㎡外4筆を・・・が特定建築条件付売買予定地を整備します。

番号12の9、垂水町・・・面積438.00㎡の内410.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の10、垂水町・・・面積803.00㎡の内342.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の11、綾歌町栗熊東・・・面積2,288.00㎡の内215.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の12、綾歌町富熊・・・面積844.00㎡の内384.00㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の13、綾歌町富熊・・・面積1,244.00㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地を整備します。

番号12の14、飯山町東小川・・・面積122.00㎡を・・・が非農家自己住宅の駐車場兼資材置場を整備します。

番号12の15、飯山町西坂元・・・面積609.00㎡を・・・が分譲住宅を整備します。

番号12の16、飯山町東坂元・・・面積355.00㎡の内19.00㎡を・・・が農家住宅の宅地拡張を行います。

以上、除外16件、11,178.15㎡の申出となっています。変更区分・地域別の内訳は、4ページの表にあります。以上になります。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（大口年昭君） 垂水町の農振除外について、地元から苦情があります。農振除外の同意が、取れてないようです。従来の農道があるのですが、そこに家を建てると、トラクターが通れないということです。トラクターを通れるようにという要望を土地家屋調査士や業者を含めて交渉しています。

●農林水産課（西山善行君） 貴重な情報提供、ありがとうございます。分譲地の北側の東へ入るところと認識しています。土地家屋調査士から直接は伺ってなかったと思います。ただ、情報提供をいただきましたので、事実関係を確認しながら、県の同意を求める市の立場ですので、その辺のところ明確にしながら進めていきます。また必要があれば、事務局を通じて報告します。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

●農業委員（大口年昭君） ブドウを作っていて、農振ではありませんでした。土地の境界を確定した時に、寄付してくれないかということで、手続きをしたそうです。ところが、その土地が農振に入ってしまったそうです。わかる範囲でいいですから、よろしくお願いいたします。

●農林水産課（西山善行君） 場所をはっきりさせて、農振計画につきましては、どの筆を入れるか、入れないかのご意見を各農家伺っています。ご本人に直接、ご案内します。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。この件につきましては、異議がないということにしたいと思います。

引き続きまして農林水産課から、12月号の市広報にも掲載している市丸亀市独自の農業用肥料価格の高騰対策支援事業補助金の概要につきまして説明していただきます。

おはようございます。

●農林水産課（倉渕美知代君） 丸亀市農林水産課倉渕と申します。現在、丸亀市農林水産課で受け付けを行っています「丸亀市農業用肥料価格高騰対策支援事業補助金」についてご説明いたします。

説明につきましては、こちらのカラーのA4横刷りのチラシと先ほどお配りしました封筒の中の書類を基に説明いたします。では着座にて失礼いたします。「丸亀市農業用肥料価格高騰対策支援事業補助金」ですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に起因する肥料価格高騰、それに伴う生産コスト増の状況から肥料購入費の一部を補填し、農業に係る経費の負担を軽減し、負担軽減を図り、経営・営農継続を支援するために実施しています。1から3のいずれも該当する方として、令和4年4月1日現在で丸亀市内

に住所を有する農業者及び市内に住所を構える法人等であって、販売目的で農産物を作付している方で翌年度以降も引き続き作付する意思のある方を対象としています。令和4年4月1日から令和5年2月28日の間に、自ら使用するために購入した肥料の購入費の合計となっています。少し分かりづらいところもあるかと思いますが、例えば、米でしたら、前年の12月に注文して、春頃、家の方に届き、5月ごろから使用するという感じで、4月以降使っているものとなっていますので、購入した日というのは、特に4月1日以降でないといけないというわけではありません。分かりづらい部分かもしれませんが、使用した日を基準としていますので、ご注意いただけたらと思っている部分です。あと、補助金額についてですが、肥料購入費の合計の10%と考えています。ただ、下の※印ですが、同時期に国や県でも実施している「肥料価格高騰対策支援金」というものがありまして、こちらを申請する場合、国が示す補填額の計算式により算出した価格上昇分を限度額として、その範囲内で補助金を算出することとなっています。国にも確認しましたが、やはりこの価格上昇分の限度額を超えてはいけませんので、補助金に関しては、申請提出時点で算出した金額通りの支払いとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。申請書類の入手方法ですが、コールセンターが丸亀商工会議所の3階会議室にあります。また、丸亀市農林水産課や綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、あと、JAのふれあいセンターなどの肥料取扱店にも、封筒に一式入れまして、置いています。補助金の申請を受け付けて、3週間ほどでご指定の口座に振り込む予定です。申請方法ですが、裏面のピンク色や水色の方をご覧ください。ここからは国や県の肥料価格高騰対策支援金を申請しない方とする方で、使用する申請書や金額の算出方法、申請受付の開始日、申請書の提出方法が異なっています。支援金を申請しない方、国・県に対して11月末から12月ごろにJAで申請していない方に関しては、肥料購入費に0.1を掛けたもの、約1割となり、受付開始は12月1日からになり、郵送での提出となっています。郵送に関しても、この封筒の中に返信用封筒を入れていますので、そちらをご利用ください。次に右側の水色の部分ですが、支援金申請する方、もしくは申請済の方については、封筒の中に、右上のところの水色で、真ん中あたりに見本と書いているものがあります。こちらが見本としていますのが、算出方法が、国の示す限度額を超えてはいけませんので、国・県「支援金」交付金額を加味して算出することになっています。受付開始日は、予定で令和5年1月4日から窓口受付となっています。その理由として、もう委員の中で支援金の申請のお話を聞いている方もいらっしゃるかと思いますが、「支援金」を申請する際に、現時点でいくら申請したかはっきり手元にない方が多いと聞いています。その金額を、香川県を通じてデータをいただき、窓口に来庁された際に、申請書を一緒に作っていかうと思っています。そのため、今回のこの水色の申請書については、見本としています。表の左下に、申請時、納品書等のほか、出荷証明等が必要だと書いています。こちらについては、申請書の裏面の一番上に、3つ四角が並んでいます。令和3年度以降に出荷したことが分かる資料、補助対象経費がわかる資料、あと振込先がわかる資料をコピーで構わないので添付していただきます。こちらの添付資料に関しては、「支援金」の申請しない方とする方、どちらも必要になります。

窓口申請については、コロナウイルスの感染拡大が最近多くなっていますので、窓口の受付は予約制とさせていただきます。左下に、電場番号 0877-22-2511 のコールセンターを設置していますので、そちらに予約を入れてください。現在でも丸亀商工会議所3階のサポート窓口が開設されています。1月中旬、下旬にかけては、綾歌市民総合センター及び飯山市民総合センターでも出張受付をしています。お時間が良い時に予約をお願いします。今回の補助金についての説明は以上となりますが、質問等がありましたら、説明いたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 四国新聞に載っていたのですが、これとは別に丸亀市独自で、議会が通れば、農業機械とかの補助金が出るようなのですが。

●農林水産課（川池伸康君） 農林水産課川池です。常日頃、皆さんにお世話になり、誠にありがとうございます。大口委員から説明を求められましたので、丸亀市独自として行っている事業について、もうすでに行っているものとこれから行うものの説明をさせていただきます。まず9月補正で、今説明いたしました肥料価格高騰対策支援事業と合わせて、畜産農家向けに畜産農家緊急支援事業ということで飼料価格の高騰等に合わせて、県が実施している1経営体当たり50万円に合わせて、丸亀市独自で25万円の上乗せ補助を行っています。あと施設園芸農家に限られていますが、燃油価格高騰対策として燃油代の高騰分について支援するという事業を行っています。明日が議会最終日で、そこで結果が出るわけですが、12月補正分として昨年度行った食用米の緊急支援ということで、令和4年産分の米の作付面積に対して1反あたり1万円の交付を、今年度もやりたいと考えています。またそれとあわせて物価高騰等で、トラクターの爪を変えるにしても、何の補助金もないということでしたが、そこで農業用の小型特殊自動車として、市にナンバーの登録をしている機種、田植え機、トラクター、コンバインが対象にはなってくると思いますが、令和5年1月1日時点でナンバーの登録をされているものにつきまして1台当たり5000円の支援をしようと思っています。これは、明日予算が通ればということで、まだ確定はしていませんが、ほぼほぼ通過するであろうという見込みですので、こちらの方の周知もあわせて行ってください。以上です。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。さっきの肥料高騰対策で、基本的なところを倉渕さんにお聞きします。国の補助金と市の補助金を両方もらう場合と、もう国の補助金が面倒だから、市の補助金だけもらう場合とどれぐらい差が出るのでしょうか。

●農林水産課（川池伸康君） 私の方からお答えさせていただきます。分かりにくい制度で非常に申し訳ないのですが、この支援金の財源が国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。国も県もこの交付金を使って、同一の目的で補填するということで、国に主導権があり、その国が価格高騰対策ということで、高騰分しか見ないという通知がきています。高騰分以上を、この交付金で出してはいけないということになっています。丸亀市は1割ということです。例えば、税込1万円の肥料を

買ったとして、1万円の1割ということで、1000円が交付されるということです。国・県については、1万円のうち高騰分が3000円とすると、3000円のうち国が70%、県が15%ということになります。85%が国・県から支払われて、その3000円から2550円を引いた残りの450円を、市がみても構いませんということになります。1000円か3000円かの差です。そういうようにご理解ください。

●会長（松岡繁君） 実際、肥料は何割ぐらい高騰したのですか。

●農林水産課（川池伸康君） 今、申請をいただいておりますのが、ほぼほぼ米の肥料なので、実際、高騰していないというのが現状です。皆様ご存知の通り、秋肥分から肥料高騰ということになっています。国の方については、6月以降に購入したもの・注文したものが対象ということになってはいますが、いま丸亀市の方で申請を受け付けていますのは、多分、昨年1月ぐらいにJAに発注した米の肥料を、5月以降に使いましたというのが、今、申請が来ている段階ですので、実際の値上がりというのは、ほとんど見られません。ただ、これ以降、麦や野菜、果樹については、高騰の影響を受けると思います。JA等々にも確認しましたが、もう皆さんのお手元に届いていると思いますが、来年度に使う肥料はものすごく値上がりしていたと思います。ただ、今使っている肥料というのは、高騰しているけれども、そこまでではないのかなというのが現状です。

●会長（松岡繁君） それほど高騰していないのなら、市だけに申請した方が面倒ではないのですね。

●農林水産課（川池伸康君） 国・県に申請することになりますと、肥料の使用率の低減を求められます。2割低減を求められたり、他の取り組みを求められたり、結果を求められることになります。途中で中間報告出とか、手間がかかると思います。市の方はそこまでは求めていないので、1割だけもらえばいいのならば、市にだけ申請した方がいいと思います。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。それでは次に、議題2「県外視察研修」について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。県外視察研修について、説明いたします。令和4年度の県外視察研修につきまして、ご案内しています通り、来年1月31日火曜日に、高知県南国市方面に、行くことに決定させていただきました。県外研修につきましては、コロナ禍で令和2年度から中止していましたが、複数の委員からの要望があり、事務局の方で農業会議に情報いただきながら、会長と相談して調整を進めていまして、先進的な取り組み、活動をされていて、研修先としてふさわしい南国市農業委員会さん、それと有名だと思っておりますが、株式会社南国スタイルさんの2か所へお伺いして、お話をお聞きし、また、施設見学をさせていただく予定にしています。今回、研修先につきましては、コロナ禍で限られた条件下で決めざるを得ませんでしたので、研修日、行先の希望など、委員にお伺いできなかったことについては、申し訳ありませんが、ご了承いただきたいと思っております。今回の研修内容ですが、南国市農業委員会では、「ドローンを活用した農地パトロールについて」と「農業委員会による新規就農促進取り組みについて」、南国スタイルでは、「J

A出資型農業法人の取り組みと地域農業の役割について」、「次世代園芸ハウスの施設見学」を予定しています。委員の皆様には、本日同封しています出欠表を、まだ提出されていない方は、この総会が終了後、提出してください。急遽の変更もあろうかと思えますけれど、本日を締切日とさせていただきます。コロナの感染状況や、気候による通行止めで視察が中止になる可能性はあることをご了承ください。

合わせてもう一つ、お知らせします。令和5年農業委員会だよりを皆様のお手元の方にお配りしています。また、内容の確認をお願いします。内容につきましては、4ページから5ページにかけて、来年の委員改選のお知らせについて、女性委員の推薦、また、応募されますよう、目立つように載せています。それと、6ページに丸亀友の会との学習会を開催したという記事を載せています。配布につきましては、今年も1000㎡以上の経営面積を持つ農家4000件弱と法人などに1月5日に郵送で送付する予定としています。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 次の議題3その他に移ります。先般、全国会長大会が東京でありまして、私が行く予定でしたが、コロナに感染しまして、大口委員に代わりに行っていただきました。所管の報告をお願いします。

●農業委員（大口年昭君） 会長の体調が悪いということで、急遽依頼がありまして、全国農業委員会会長代表者集会に出席しました。別紙資料にありますように、12月1日に東京銀座ブロッサム中央会館で会議を開きまして、香川から23人が参加しました。内容は農業関係予算の確保の要請決議や持続可能な農業・農村を創る全国運動の推進などを申し合わせました。参加者は880人ほどでした。野中農水副大臣が、食糧の安全保障とか農村予算確保の強化、あるいは、農業経営基盤強化促進法の改正や最適化交付金について対応していきたいと強調していました。代表者集会では、名古屋市農業委員会とか秋田市農業委員会の事例発表もありました。小松島市農業委員会では、女性農業委員の登用を進めていて、推進の結果6人を登用したという報告がありました。この後、決議事項要請活動として、香川県選出の国会議員に対し、2班に分かれて、それぞれ食料安全保障確立とか食料・農業・農村基本法の見直しとかを要請するために、参議院・衆議院議員会館を訪問しました。別紙に、代表者会の写真と農水大臣、農水副大臣の写真、山本参議院議員に決議要請した写真、平井衆院議員に決議要請をしたその写真を掲載しています。以上です。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。詳しく知りたい方は、事務局の方へおいでになってください。続きまして、委員改選について事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 平成29年度から選挙ではなくて公募で推薦や応募をいただき、農業委員は、議会の同意をいただき市長が任命し、推進委員は新しく決まった農業委員の承認をいただいて決定しています。前回は令和2年4月に募集を行い、6月議会で議会の同意をいただき、7月20日に市長から農業委員の任命をいただきました。推進委員につきましては、同日に任命された農業委員の承認をいただいて決定していま

す。今回も、基本的には来年4月に募集をかける予定であります。すぐには候補が決まらないこともありますし、地区によって委員候補者の推薦等の方法が違うと思います。また、委員は農業についての識見を有し、農業委員、推進委員業務を適切に行える方で、地域計画の策定に向けて、目標地図の作成や、人・農地プランの実質化のための地区の話し合いなどにも積極的に関わっていただける方を委員に推薦していただきたいと思っています。農業委員については、過半数を認定農業者でお願いしていて、推進委員につきましては地区割り等があります。なお、今回の農業委員会だよりも載せさせてはいますが、女性登用の推進が求められていますので、女性の推薦等が可能であれば、よろしくお願いたします。また、業務の内容についてご質問等ありましたら、電話をいただきましたら説明いたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 様式はホームページからダウンロードするのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 様式につきましては、3月総会で皆様にご覧いただいた後に、市のホームページに載せようと考えています。それから、農業委員会事務局、綾歌・飯山市民総合センター、それから各コミュニティセンターに置きたいと考えています。以上です。

●農業委員（石井廣喜君） 認定農業者の名簿がほしいです。いろいろこう変わっていると思うので、最新の認定農業者の名簿をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 認定農業者につきましては、農林水産課で取りまとめているので、農林水産課の了承をいただきます。

●会長（松岡繁君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 推進委員は認定農業者の縛りはなかったかな。

●事務局長（小西裕幸君） 推進委員については、認定農業者の縛りはありません。ただ、推進委員は特に現場対応が多くなると思いますので、現場での農家との相談とか苦情の対応とかしていただくようになります。農業について、お話ができる方を推薦していただければと思います。

●会長（松岡繁君） 次期委員は地域計画の作成という大役をこなさなければいけないので、よろしくお願いたします。まず自分が委員を継続するか辞めるか決めて、地区で農業委員と推進委員がお互いに話し合いながら、次期委員の選定を進めていただきたいと思います。今までの経過を見ますと、推薦人というのがありますので、組織といえば土地改良区ぐらいしかありません。最後に、土地改良区の理事長の推薦書ももらいますので、その辺も十分ご相談いただいて、決めていただく方がいいと思います。農業委員については、認定農業者が過半ということで、半数ではいけなくて、半数を超えなければいけないという縛りがあります。全員が認定農業者でなくてもいいのですが、新しい法律に基づいて変わったときに、ほとんどが認定農業者でなかったということもありまして、もし半数を超えないことになればいけないということで、全員、認定

農業者ということで取り組みました。全員が認定農業者ではなくてもいいわけですが、過半を超えなければいけないということは、十分ご理解して選定していただく必要があると思います。この件につきましては、事務局とも相談していただきながら進めてください。

それでは、次に報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は11月28日月曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は12月5日月曜日、横井委員で、綾歌市民総合センター開催分は12月12日月曜日、久米委員でそれぞれ9時から11時まで行い、本庁開催時に1件相談がありました。相談は隣接農地の雑草・雑木についてで、相談者は、9月の農家相談に来られた方でした。相談内容は、前回と同様で、所有農地に隣接して、雑草・雑木が茂った農地があり、何年もその状態が続いていて、所有者は、親類で名前は分かるが、農業委員会からも指導してほしいとの相談でありました。所有者が市外に住んでいるということもあり、前回は現地の状況写真を添付して、指導の通知を送付いたしました。しかしながら、まだ2、3か月ですが、連絡等も対応もありませんで、現地は雑草・雑木が茂った状態のままでありました。今回の相談では、相談者にこれまでの対応や経過について説明をして、市外なので今回も通知になりますが、文面を変え、前回より強い指導内容で送ることにしました。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は12月27日火曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は、令和5年1月5日木曜日、葛原委員で、綾歌市民総合センター開催分は1月10日火曜日、松岡正雄委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議題2その他で議題がありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 2点、報告いたします。資料として、A4：1枚の「香川県農地利用最適化推進大会」開催要領をご覧ください。急な案内で申し訳ありませんが、農地利用の最適化の推進を図るため、目標地図作成の考え方などについての講演があります。できるだけ多数のご参加をお願いしたいので、ご参加いただける方は、この会終了後に、私までご報告ください。2点目として、机の上に農業委員会手帳を配っています。この手帳の中には、名前を書いたカードが入っていると思います。そのカードに住所等の書き込みをお願いいたします。このカードは、農業委員としての身分を証明するカードですので、無くさないよう、大切に管理してください。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題として、

議案第68号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第72号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第73号「非農地証明願について」、

報告として、

報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第27号「許可後の取消願について」、

報告第28号「許可申請の取下願について」、

報告第29号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第68号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしくお願ひします。

議案第68号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は11件です。

1番、金倉町・・・合計面積8,400.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、世帯内生前一括贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになります。

2番、金倉町・・・面積396.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で、アスパラガスなど野菜を作付けする計画が提示されています。

3番、飯野町東二・・・合計面積1,130.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提示されています。

4番、綾歌町岡田西・・・合計面積1,368㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。報告第26号1番に関連します

5番、綾歌町岡田西・・・合計面積5,996.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でキャベツなど野菜を作付けする計画が提示されています。

3ページをお開きください。

6番、綾歌町岡田西・・・合計面積1,441.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦、野菜を作付けする計画が提示されています。報告第26号2番に関連します。

7番、綾歌町岡田西・・・面積1,965.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提示されています。報告第26号3番に関連します。

8番、綾歌町富熊・・・1,161.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産の当該農地を経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9番、綾歌町富熊・・・面積1,789.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で、黒豆、ブルーベリーを作付けする計画が提出されています。

10番、飯山町下法軍寺・・・合計面積1,323.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提示されています。

4ページをお開きください。

11番、飯山町下法軍寺・・・合計面積388.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提示されています。

以上11件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農

地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。この議案の中で整理番号11番の案件については、13番谷本委員に関する事項です。農業委員会議事参与制限により、13番谷本委員の退席をお願いしたいと思います。それでは、議案第68号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」のうち、整理番号11番を議題といたします。質疑に入りますが、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第68号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」のうち、整理番号11番を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、本案件につきましても、11番の案件については原案の通り許可することに決定いたします。13番谷本委員の入室を許可いたします。続きまして、議案第68号のうち、残り案件を議題といたします。質疑に入りますが、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので採決をいたします。議案第68号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から10番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に異議ないようですので、本案件10件は原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 5ページを、お開きください。議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、津森町・・・面積22.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に進入路の拡幅整備を図るものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確

認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」整理番号1番の案件につきまして、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 6ページをお開きください。議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。17番が取り下げとなりましたので、案件は20件です。

1番、中津町・・・面積568.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、田村町・・・合計面積1,787.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲7区画の造成整備を図るものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、山北町・・・面積644.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

7ページをお開きください。

4番、柞原町・・・面積306.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、柞原町・・・合計面積2,735.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅11棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により

転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

6番、柞原町・・・合計面積 1,810.26 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、柞原町・・・面積 407.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページにかけてになります。

8番、郡家町・・・合計面積 1,800.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年5月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、この案件は、報告第27号に関連します。

9番、原田町・・・合計面積 80.00 m²【合計面積】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、原田町・・・面積 176.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、飯野町東分・・・面積 696.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅4棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページをお開きください。

12番、土器町西一丁目・・・214.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 3番、土器町西三丁目・・・合計面積 1,543.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 4番、土器町西六丁目・・・面積 714.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

1 5番、綾歌町岡田上・・・合計面積 1,357.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 1ページをお開きください。

1 6番、綾歌町岡田上・・・面積 417.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地ですが、令和4年9月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 7番は取り下げになりました。

1 8番、綾歌町栗熊西・・・面積 675.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、令和3年5月ごろ隣接するスーパーの来客用の車が増えたため、造成し駐車場として、これまで使用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、賃貸借権の権利設定を行い、無断転用の解消を図り、引き続き駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 9番、綾歌町栗熊西・・・面積 6,592.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル19基の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 2ページをお開きください。

2 0番、飯山町東坂元・・・面積 1,057.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、太陽光発電パネル8基の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2 1番、飯山町東坂元・・・面積 382.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上20件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 農振農用地となっていますが、農振地域とは違うのですか。

●事務局長（小西裕幸君） ただ今のご質問にお答えいたします。農振の部分の表記で農振農用地と農振地域と農振地域外があると思います。農業振興地域内農用地と農業振興地域内で農用地区域外農地と農業振興地域ではない地域と3種類の表現となっています。

●会長（松岡繁君） その他にご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、取り下げとなりました17番を欠番として、整理番号1番から21番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、13ページをお開きください。議案第71号「農地利用集積計画の決定について」です。13ページから49ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて68件、筆数176筆、面積で159,063.00㎡です。

詳細は表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第71号「農用地利用集積計画の決定」について、68件の

各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第72号「農地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 50ページをお開きください。議案第72号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。

詳細は、50ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第72号「農用地利用の配分計画（案）の意見聴取について」は、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて、議案第73号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 51ページをお開きください。議案第73号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、飯山町川原・・・面積57.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、これまで農道として利用されてきているものです。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第73号「非農地証明願」について、原案通り処理していくことにいたします。

それでは、報告事項に移ります。報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第27号「許可後の取消願について」、報告第28号「許可申請の取下願について」、報告第29号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」を事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） 52ページをお開きください。報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は7件です。

1番、今津町・・・合計3,296.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年9月24日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の規模はあり

ません。

2番、三条町・・・合計面積1,918.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年4月30日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

53ページにかけてになります。

3番、御供所町一丁目・・・127.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年12月25日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

54ページにかけてになります。

4番、綾歌町栗熊東・・・合計面積8,341.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年8月19日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

55ページにかけてになります。

5番、飯山町真時・・・合計面積9,163.77㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年9月23日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

6番、飯山町川原・・・合計面積4,392.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年4月2日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

56ページをお開きください。

7番、飯山町東坂元・・・面積124.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年4月2日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、57ページをお開きください。報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は3件です。

1番、綾歌町岡田西・・・合計面積414.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、この度、農地法3条で賃借人へ所有権移転を行うため、離作補償なく合意解約するものです。議案第68号4番で説明した通りです。

2番、綾歌町岡田西・・・面積1,035.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、この度、農地法3条で賃借人へ所有権移転を行うため、離作補償なく合意解約するものです。議案68号6番で説明した通りです。

58ページをお開きください。

3番、綾歌町岡田西・・・面積1,965.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、この度、農地法3条で賃借人へ所有権移転を行うため、離作補償なく合意解約するものです。議案68号7番で説明したものです。

続いて、59ページをお開きください。報告第27号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、郡家町・・・合計面積1,800.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年8月17日に、分譲住宅6棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条第1項の規定により、所有権移転の許可を受けていましたが、当初の計画を中止し、新たな転用事業者と転用申請を行うため、農地法5条の規定による許可の取消願を行うものです。なお、議案第70号8番で説明したものです。

続いて、60ページをお開きください。報告第28号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、川西町南・・・合計面積6,267.90㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に特定建築条件付売買予定地住宅21棟の建築整備を図る計画で、令和4年7月第42号議案で農地法5条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の中止により、許可申請の取下願があったものです。

続いて、61ページをお開きください。報告第29号「許可後の事業計画変更申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、川西町南・・・面積539.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に特定建築条件付売買予定地住宅2棟の建築整備を図る計画で、令和4年9月第55号議案で農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請をしていた案件ですが、隣接農地の転用計画報告第28号で説明した案件ですが、これが中止になったことにより、合わせて事業計画変更申請の取下願があったものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

●農業委員（石井廣喜君） 報告第28号「許可申請の取下願について」で、約6反が取下になりましたが、後の予定は聞いてないですか。

●事務局次長（大西良明君） ただいまのご質問にお答えいたします。報告第28号取下願の件ですが、転用担当に確認したら完全に中止ということで、今後の農地利用につきましては、農地所有者のお考えによるものになると思われまます。また許可になってない案件ですので、申請の取下になります。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので報告事項終わります。以上で12月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例総会の開催日程等についてお知らせします。まず現地調査ですが、農地転用等の締切日が1月5日木曜日になりますので、土日祝を挟んで、1月10日火曜日に現地調査を行います。関係委員には、6日金曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。それから、来月定例総会は、1月20日金曜日の午前9時30分から、この会場で開催いたします。お忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。

最後に、23日の推進大会へご出席いただける方はご報告ください。本日はありがとうございました。

（午前11時25分終了）